

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・廃棄物が地下にある土地の区域の指定
 - ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
 - ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

所管課（室）名

総 務 文 書 課
資 源 循 環 推 進 課
福 祉 保 健 課
//

◎ 公 告

- ・登録販売者試験の実施
- ・土地改良区の役員の退任
- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・都市計画の案の縦覧（3件）
- ・落札者等

薬 務 行 政 室
農 村 整 備 課
//
都 市 政 策 課
教 育 環 境 整 備 課

◎ 雑 報

- ・令和8年度行政書士試験の実施

総 務 文 書 課

告 示

長崎県告示第420号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和8年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和8年7月7日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 学事振興課関係						別表（第2条関係） 学事振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～18 略						1～18 略					
19	長崎県 私立高 等学校 離島高 校生修 学支援 費補助 金	県内の高等 学校等が設 置されてい ない離島か ら私立高等 学校（通信 制課程を除 く。）へ進	補助対象者が、 保護者の負担す る高校未設置離 島から本土の私 立高等学校（通 信制課程を除 く。）へ進学す る生徒の通学費	10分の 10以内 。ただ し、別 に定め る基準 により 算定す	高等学 校（通 信制課 程を除 く。） を設 置す る学 校法人	19	長崎県 私立高 等学校 離島高 校生修 学支援 費補助 金	県内の高等 学校等が設 置されてい ない離島か ら私立高等 学校（広域 通信制課程 を除く。）	補助対象者が、 保護者の負担す る高校未設置離 島から本土の私 立高等学校（広 域通信制課程 を除く。）へ進学 する生徒の通学	10分の 10以内 。ただ し、別 に定め る基準 により 算定す	高等学 校（広 域通信 制課程 を除く 。）を 設置す る学校

		学した生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	等に対して助成を行う場合における次に掲げる経費 (1) 交通費 (2) 居住費	る額を限度とする。				へ進学した生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	費等に対して助成を行う場合における次に掲げる経費 (1) 交通費 (2) 居住費	る額を限度とする。	法人
20	長崎県職業実践専門課程促進事業費補助金	私立専門学校のうち実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」を支援することにより、教育環境の更なる充実を図る。	補助対象者が実施する職業実践専門課程としての活動に要する経費	2分の1以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。	略	20	長崎県職業実践専門課程促進事業費補助金	私立専門学校のうち実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」を支援することにより、教育環境の更なる充実を図る。	補助対象者が実施する職業実践専門課程としての活動に要する経費	2分の1。ただし、50万円を限度とする。	略

長崎県告示第421号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地の区域を指定するので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月7日

長崎県知事 平田 研

1 指定する区域

長崎県大村市陰平町2221番1、2221番2、2222番1、2222番2、2222番5、2223番、2224番、2225番、2226番1、2226番2、2226番3、2227番、2234番1、2234番2、2234番3、2235番1、2235番2、2235番6、2237番、2239番1、2239番2、2239番3、2239番4、2240番、2241番1、2241番3、2242番1、2247番1、2268番2、2268番3、2268番5、2270番、2271番2、2271番4

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分
法第9条第5項（法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

長崎県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和8年7月7日

長崎県知事 平田 研

（指 定）

医療機関名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
たにおか脳神経外科	医療法人七成会 理事長 谷岡 浩二	長崎県諫早市小川町1263番1	令和8年6月1日	令和14年5月31日
野島デンタルクリニック	野島 真理子	長崎県島原市前浜町甲74-1	令和8年6月1日	令和14年5月31日
わたなべ歯科・矯正歯科	渡邊 真一郎	長崎県南島原市加津佐町己3690-5	令和8年6月17日	令和14年6月16日
吉村歯科	吉村 暢洋	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2336番地1	令和8年6月1日	令和14年5月31日

浦田歯科医院	浦田 博文	長崎県南松浦郡新上五島町七目郷966-4	令和8年6月1日	令和14年5月31日
すぎやま薬局 佐々店	株式会社 すぎやま薬局 代表取締役 杉山 徳洋	長崎県北松浦郡佐々町口石免366-1	令和8年6月9日	令和14年6月8日
有限会社 あい調剤薬局	有限会社 あい調剤薬局 代表取締役 田中 秀和	長崎県五島市富江町狩立531番地	令和8年6月1日	令和14年5月31日
株式会社マスヤ薬局	株式会社マスヤ薬局 代表取締役 松尾 清吾	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷1009番地	令和8年6月1日	令和14年5月31日
おおむらハートクリニック	医療法人 OHC 理事長 尾田 毅	長崎県大村市諏訪1丁目896番地	令和8年5月1日	令和14年4月30日

長崎県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年7月7日

長崎県知事 平田 研

（廃 止）

医療機関名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
おおむらハートクリニック	尾田 毅	長崎県大村市諏訪1丁目896番地	令和8年4月30日

公 告**登録販売者試験の実施（公告）**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和8年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和8年7月7日

長崎県知事 平田 研

1 試験について**(1) 期日**

令和8年12月20日（日）10時30分から16時00分まで

(2) 場所

長崎市 五島市 壱岐市 対馬市 新上五島町

※実施場所については、受験者数等の状況により決定します。決定次第、県ホームページにて公表するとともに、受験申請者には個別にお知らせします。

(3) 試験項目

試験は、午前及び午後の各2時間とし、以下の項目について行う。

ア 午前（10時30分から12時30分まで）

㍿ 医薬品に共通する特性と基本的な知識

㍿ 人体の働きと医薬品

㍿ 医薬品の適正使用・安全対策

イ 午後（14時00分から16時00分まで）

㍿ 主な医薬品とその作用

㍿ 薬事関係法規・制度

2 受験申請手続

(1) 提出書類

ア 受験申請書

イ 写真

※申請前6か月以内に撮影したもの（正面向き、無帽、上半身、縦長のもの。スナップ写真、マスク着用写真等は不可）。

(2) 申請手数料

13,000円

「長崎県電子申請システム」により、オンラインでの納付を行うこと。

※原則、申請後の手数料は返還しません。

(3) 申請書配布期間

7月中旬から8月28日（金）まで

※長崎県庁ホームページからダウンロードが可能。

(4) 申請書等の受付期間

「長崎県電子申請システム」により、令和8年8月17日（月）から令和8年8月28日（金）までに申込をしたものまで受け付ける。

(5) 申請書提出先

「長崎県電子申請システム」より、受験申請書と必要となる書類を提出すること。なお「長崎県電子申請システム」による提出が難しい場合は、下記5を参照すること。

3 合格発表

(1) 発表日時

令和9年1月27日（水）10時00分

(2) 発表方法

合格者の受験番号を県庁エントランスロビーに掲示するとともに、長崎県ホームページに掲載する。なお、電話による合否の照会は受け付けない。

(3) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書を受験申請書記載の住所へ郵送する。

4 その他

(1) 受験申請書の「本籍」の欄は、都道府県名（外国籍を有する者は国名）のみ記入すること。

(2) 受験票等が確実に届くように、住所には、「〇〇方」、「〇〇アパート」等詳しく記入すること。

(3) 受験票、合格通知書等には電算処理可能な文字を記載しますので、旧字体の場合等は、戸籍記載の文字と異なる場合があります。ご了承ください。

(4) 詳しいことは、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

5 長崎県電子申請システムによる申請が難しい場合は、用紙による申請を行うこと。

(1) 写真は、受験申込前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したものを貼付すること。

(2) 次のいずれかの方法により申請手数料の納付を行うこと。

ア 県から交付を受けた手数料納付書等を使用し、銀行の窓口等において現金により納付

イ 県立保健所等の支払窓口で、クレジットカード、電子マネー等により納付

(3) 受験申請書の受付期間は、令和8年8月17日（月）から令和8年8月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。なお、郵送の場合は、令和8年8月28日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 申請書の提出先は、長崎市、佐世保市及び県外に居住する受験者は長崎県福祉保健部薬務行政室、その他に居住する受験者は最寄りの県立保健所とする。なお、やむを得ず郵送する場合は、「登録販売者試験申請書在中」と朱書きの上、長崎県福祉保健部薬務行政室（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）へ書留郵便で送付すること。

(5) 受験申請書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県福祉保健部薬務行政室で配布するほか、県のホームページからダウンロードすることも可能である。

(6) 受験申請書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角2型、A4サイズが入る大きさ）に、請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「登録販売者試験申請書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、田平土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和8年7月7日

長崎県知事 平田 研

退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所
久 原 鐵 男	平戸市田平町山内免470番地 1

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月19日総代会議決）を認可した。

令和8年7月7日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 有喜土地改良区
認可年月日 令和8年6月29日

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和8年7月7日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 平田 研

- 都市計画の種類
加津佐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
加津佐都市計画区域（南島原市の一部）
- 都市計画の案の縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県島原振興局並びに南島原市役所都市計画課、西有家支所、加津佐支所及び口之津支所
- 縦覧期間
公告の日から2週間

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和8年7月7日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 平田 研

- 都市計画の種類
口之津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域

口之津都市計画区域（南島原市の一部）

3 都市計画の案の縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県島原振興局並びに南島原市役所都市計画課、西有家支所、加津佐支所及び口之津支所

4 縦覧期間

公告の日から2週間

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和8年7月7日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 平田 研

1 都市計画の種類

西有家都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

西有家都市計画区域（南島原市の一部）

3 都市計画の案の縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県島原振興局並びに南島原市役所都市計画課、西有家支所、加津佐支所及び口之津支所

4 縦覧期間

公告の日から2週間

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年7月7日

長崎県知事 平田 研

1 借上物品の名称及び数量

①教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（長崎・西海・五島地区）

教職員事務用パソコン 438台

②教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（県央地区）

教職員事務用パソコン 419台

③教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（島原地区）

教職員事務用パソコン 176台

④教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（県北地区）

教職員事務用パソコン 433台

⑤教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（杵岐・対馬地区）

教職員事務用パソコン 132台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3323

3 契約方法

一般競争入札

4 落札決定日

令和8年6月25日

5 落札者

①教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（長崎・西海・五島地区）

長崎県長崎市田中町587番地1

株式会社イシマル 代表取締役 石丸 太望

②教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（県央地区）

長崎県長崎市田中町587番地 1

株式会社イシマル 代表取締役 石丸 太望

③教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（島原地区）

長崎県長崎市田中町585番地 5

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏

④教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（県北地区）

長崎県長崎市田中町585番地 5

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏

⑤教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（杓岐・対馬地区）

長崎県長崎市田中町585番地 5

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏

6 落札価格

①教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（長崎・西海・五島地区）

73,794,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

②教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（県央地区）

69,108,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

③教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（島原地区）

25,434,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

④教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（県北地区）

71,016,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

⑤教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守（杓岐・対馬地区）

21,516,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

7 入札公告日

令和8年5月15日

8 落札方式

最低価格

雑 報

令和8年度行政書士試験の実施（公告）

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により長崎県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の実施について、次のとおり公示する。

令和8年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 望月 達史

1 試験期日

令和8年11月8日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9-6）

諫早技能会館（諫早市宇都町22-76）

3 試験の科目及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

試 験 科 目	内 容 等	出題形式
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中から	択一式及び記述式（40字程度で記述するものを出题する。）

	らそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。	
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。	択一式

4 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を参照すること。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等により試験を実施しないこととした場合等を除き、返還しない。

5 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）午前9時から同年8月24日（月）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月24日（月）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了しない場合は、申込みができなくなるので留意すること。

受付期間内におけるインターネットによる申込みは、24時間可能。入力方法等の手続の詳細については、当センターホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）から確認すること。

受付最終日（8月24日（月））は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されるので、余裕をもって早めに申込みをすること。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（10,400円）は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス及びD i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(2) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。なお、8月17日（月）の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

エ 受験願書及び試験案内の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

a 配布請求期間 令和8年7月6日（月）から同年8月7日（金）必着

この期間内に下記bの手続により請求があったものについて、7月21日（火）から郵送により配布する。

b 請求方法 返信用封筒（角型2号（A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、住所、氏名及び郵便番号を記載し180円分の切手を貼付したもの）を、下記の宛先まで郵送すること。

（受験願書及び試験案内の請求宛先）

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
(イ) 窓口配布

a 配布期間 令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

b 配布場所 次に掲げる場所

配 布 場 所	所 在 地	配 布 時 間
長崎県行政書士会	長崎市馬町48-1 長崎県市町村会館馬町別館5階	午前9時から午後5時まで
長崎県庁総務文書課	長崎市尾上町3-1	
長崎県長崎振興局総務課	長崎市大橋町11-1	
長崎県県央振興局総務課	諫早市永昌東町25-8	
長崎県島原振興局総務課	島原市城内1-1205	
長崎県県北振興局企画振興課	佐世保市木場田町3-25	
長崎県五島振興局総務課	五島市福江町7-1	
長崎県五島振興局上五島支所総務課	南松浦郡新上五島町有川郷578-2	
長崎県杵岐振興局総務課	杵岐市郷ノ浦町本村触570	
長崎県対馬振興局総務課	対馬市厳原町宮谷224	

(3) 連絡先（問合せ先）

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
一般財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等、受験に際して必要な措置を希望するものは、障がい等の状況により希望する措置を行うことがある。
- (2) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込み（インターネットによる受験申込み又は郵送による受験申込み）をする前に、必ず上記5の(3)の連絡先へ相談すること。
相談受付期間：令和8年7月6日（月）から令和8年8月17日（月）
※特例措置の手続については、試験案内を参照すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和9年1月27日（水）午前9時

(2) 方法

当センターの事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者に可否通知書を郵送する。また、当センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）においても合格者の受験番号を掲載する（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト